

沖縄防衛局航空機騒音訴訟対策室の設置に関する要領を次のように定める。

平成19年9月4日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局航空機騒音訴訟対策室の設置に関する要領

改正 令和5年3月31日沖縄防衛局達2号

令和6年4月1日沖縄防衛局達3号

(設置)

第1条 航空機騒音訴訟に関し、沖縄防衛局（以下「局」という。）における事務を迅速、円滑かつ適切に処理するため、局に当分の間、航空機騒音訴訟対策室（以下「対策室」という。）を置く。

(対策室の事務)

第2条 対策室においては、航空機騒音訴訟に関し、局が所掌する事務のうち、訴状の検討、反論資料等の作成、基本的事項の検討及び関係機関との連絡調整に関する事務を行う。

(対策室の構成等)

第3条 対策室は、室長、副室長、上席室員及び室員をもって構成する。

2 室長は、局次長をもって充て、前条に掲げる事務を総括する。

3 副室長は、企画部長をもって充て、室長を助けて前条に掲げる事務を整理する。

4 上席室員は、企画部次長、調達部次長及び管理部次長をもって充て、副室長を助けて前条に掲げる事務のうち自己が所属する部の所掌する事務を調整する。

5 室員は、総務部の各課長及び訟務官、企画部の各課長、調達部の調達計画課長並びに管理部の業務課長及び施設管理課長をもって充て、前条に掲げる事務を処理するとともに、航空機騒音訴訟に関する資料の作成等に当たる自己の所属する課の職員の指揮監督を行う。

(作業班の設置及び事務)

第4条 対策室に作業班を置く。

2 作業班は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 第2条に掲げる事務についての連絡調整、資料の作成及び記録並びに報告に関すること。

(2) 本局におかれる部、課及び防衛事務所（以下「関係部課」という。）及び各出張所等への調査の実施並びに資料の作成及び提出等の依頼に関すること。

(3) その他前各号に附帯する事務に関すること。

(作業班の構成)

第5条 作業班は、班長及び班員をもって構成する。

2 班長は、総務部訟務官をもって、班員は、局長が指名する職員及び訟務室員をもって充てる。

(関係部課の協力等)

第6条 関係部課は、作業班から調査並びに資料の作成及び提出等の要請を受けたときは、速やかに実施し、これに協力しなければならない。

2 関係部課は、本省又は関係行政機関等から航空機騒音訴訟に関する調査及び資料の作成等の要請を受けたときは、速やかに班長に連絡しなければならない。

3 関係部課は、航空機騒音訴訟に関する情報を入手したときは、必ず班長に通報するものとする。

(庶務)

第7条 対策室の庶務は、作業班において行う。

(雑則)

第8条 対策室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規則は、平成19年9月4日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月31日沖縄防衛局達第2号)

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日沖縄防衛局達第3号)

この達は、令和6年4月1日から施行する。